主文原判決を次のとおり変更する。

第一審被告らは各自

第一審原告A、Bに対し、それぞれ金二六七万円および内金二四〇万円に対する昭和四四年五月一日以降、内金七万円に対する昭和四五年一月二七日以降各完済まで、年五分による金員

第一審原告Cに対し、金三三九万円および内金三〇五万円に対する昭和四四年五月一日以降、内金一四万円に対する昭和四五年一月二七日以降、各完済まで、年五分による金員

第一審原告D、Eに対し、それぞれ金三四五万円および内金三二五万円に対する昭和四四年五月一日以降完済まで、年五分による金員

を支払わなければならない。

第一審原告らのその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通じてこれを二分し、その一を第一審原告ら、その余を第一審被告らの各負担とする。

この判決は第一審原告ら勝訴の部分について、仮に執行することができる。

事 実

(申立)

(第一八八号事件)

第一審原告らは「原判決を次のとおり変更する。第一審被告らは各自第一審原告 A、Bに対し、各金七、二七四、六九〇円および内金六、六二四、六九〇円に対する昭和四四年五月一日以降、内金二五〇、〇〇〇円に対する昭和四五年一月二七以降各完済まで、各年五分の割合による金員の支払をせよ。第一審被告らは今日以降各完済まで、各年五分の割合による金員の支払をせよ。第一審被告らは今日以降各完済まで、各年五分の割合による金員の支払をせよ。第一審被告らは今日以降各完済まで、各年五分の割合による金員の支払をせよ。第一審被告らは大二五円に対する昭和四四年五月一日以降完済まで、年五分の割合による金員の支払をして、大二五円に対する昭和四四年五月一日以降完済まで、年五分の割合による金員の支払をして、新訟費用は第一、二審とも第一審被告らの負担とする。」との判決ならびに仮執行の宣言を求め、第一審被告らは控訴棄却の判決を求めた。

(第一四八号事件)

第一審被告上田交通株式会社は「原判決中第一審被告上田交通株式会社の敗訴部分を取済す。第一審原告らの請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも第一審原告の負担とする。」との判決を求め、第一審原告らは控訴棄却の判決を求めた。 (第一四九号事件)

第一審被告国および長野県は「原判決中第一審被告国および長野県の敗訴部分を 取消す。第一審原告らの請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも第一審原告ら の負担とする。」との判決を求め、第一審原告らは控訴棄却の判決を求めた。

(事実上および法律上の陳述)

当事者双方の主張は、左に掲げるもののほか原判決事実第二摘示のとおりであるからこれを引用する。

(第一審原告ら)

原判決事実第二、一、(三)の「二両連結電車」を「被告上田交通が運行する電車」と改める。

同二、(二)本文第三行「被告国」の次に「(同被告は前記国道の管理者であるから、道路法四五条により道路標識を設ける義務があるのに、関係総理府・建設省令で定められた、踏切の手前五〇メートルから一二〇メートルまでの地点の左側路端に、「踏切あり」の警戒標識を設けるということをしなかつたため、訴外Fが踏切の存在に気づかず、加害車と衝突する結果となつたのであるから)」を挿入する。

同二、(三)の本文全部を削り、「被告長野県は前記国道の管理費用負担者として、その余の被告らと共同して損害を賠償すべき義務がある。」を挿入する。

て、その余の被告らと共同して損害を賠償すべき義務がある。」を挿入する。 同三(一)の本文第二行「三分の一であり、」を「三分の一である。」と、同第 五行「亡G」以下「その」までを、「このうち亡Fは母のみを同じくする者である から、亡Gの」と改める。

同四の全文を次のとおり改める。「よつて被告らに対し、原告Cは(二)の (イ)(ロ)(ハ)および(四)、D同Eは口の(ロ)(ハ)、(三)の(ロ) (ハ) および(四)、A、同Bは(三)の(イ)(ロ)(ハ)および(四)の各金員ならびに以上のうち(二)の(イ)、(三)の(イ)、(四)を除くその余の金員について不法行為の日の後である昭和四四年五月一日以降、(二)の(イ)、(三)の(イ)の金員について本件訴状送達の日の後である昭和四五年一月二七日以降、各年五分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。」

(第一審被告ら) 原判決事実第二(被告ら)の二第三行「被告国は」以下未尾までを次のように改める。「被告国および長野県は、同(二)(三)の事実中、本件踏切が国道上に存すること、被告長野県が国道管理費用の負担者であることおよび本件踏切に警報機の設置がなく、踏切手前の国道上に原告らの主張する規格の標識の設置もなかつたことは認めるが、被告国および長野県に損害賠償責任があることは否認する。」同第二の四(一)の本文第二行「知りうる」を「知る」と訂正し、同第一四行

「林立する鉄柱や」の次に「『電車に注意』と書かれた立札、カーブミラー、粁程標識、」を挿入し、同末尾から四行目「怠つたものと考えられる。」の次に、「もし同訴外人が以前この道路を通行したことがないならば、ロートマツプを見て踏切の存在を知るべきであつたのに、同訴外人は当時これすら所持していなかつたのである。」を挿入する。

(証拠) (省略)

生 由

一、 原告らの主張する第一項の事実全部と、第二項の事実のうち、本件踏切は 被告上田交通が国道上に設置したもので、警報機の設備がないことおよび本件事故 当時右国道上a方向に、本件踏切の存在を示す道路警戒標識がなかつたことは、い ずれも当事者間に争いがない。

二、 そこで、本件踏切およびこれと交差する本件国道の設置または管理に瑕疵があつたか否かならびにその瑕疵と本件交通事故との因果関係の有無について検討する。

原判決理由二の第三行以下第一五行までに列記された証拠と、証人H、I、J、K(原審、当審)、L、M、Nの各証言および当審における検証の結果によると、(一) 本件事故当時における事故現場の状況は、原判決添付図面表示のとおりである。

(二) 本件踏切は、昼間であれば国道上a寄り約二二〇メートルの地点から発見可能である。しかし、夜間自動車の前照燈を下向にした場合は、道路と軌道が同一平面上にあることに加えて、踏切自体に照明がなく鉄柱、架線、標識等が見えないため、約一〇メートル手前でなければ踏切を発見することができない。

夜間約三七メートル手前(この位置の意味は(七)で説明する)の自動車内で、 軌道上踏切の中心から約一六メートル左手にある電車(原審の検証の際の位置)の 前照燈を照射して踏切を観望した場合でも、踏切付近の電柱の左側面が光つて見え るだけで、踏切の存在を判然と認識することは困難である。自動車の前照燈を上向 にした場合も、約三七メートル手前においては踏切の軌道は認識できず、踏切付近 の鉄柱が灰色に見えるが、架線は背面の暗い山にかくれて見えず、結局踏切の存否 を識別することはできない。また、進行方向左側に交差する道路があることも、認 識が容易であるとはいえない。

(三) 原判決理由二(三)の記載を引用する。

(四) 原判決理由二(四)の記載を引用する。ただし、第二行「それらは約時速」を「それは時速約」と訂正し、第一一行「被害者が極端に」以下末尾までを削除して「その際の電車の位置は、踏切の中央から約二二メートルである。」を挿入する。

(五) 電車の警笛は、本件踏切付近において、周辺約一キロメートルの範囲で聴きとることができる。

(六) 原判決理由二(七)の記載(「いまだに設置されていない。」まで)を 引用する。

(七) 事故直前において、加害電車の運転手Kは、衝突地点手前約七〇メートルにある警笛吹鳴指示標を通過する際、指示どおり警笛を吹鳴し、そのまま約二二メートル手前の地点まで進行したとき、右方国道上に踏切から約三七メートル付近を走る被害自動車の前照燈を発見したので、再度警笛を鳴らしたが、自動車が減速する模様もなかつたため、約一〇メートル進んだ地点で非常警笛を吹鳴するとともに急制動をかけたが、衝突を避けることができなかつた。当時この電車は前照燈も車内燈もつけており、外部から見た車窓は明るかつた。

(八) F、Gの自動車内の遺品中にロードマツプは存在しなかつた。

以上の事実が認められ、この認定を覆えすに足る証拠はない。なお、Fが本件踏切の存在を知つていたことを認めるべき確証はなく、これについては原判決理由二第四段(判決書一五丁表第三行から同裏第一行まで)の記載を引用するほか、「乙一二号証には、同訴外人に悩みごとがあつたことを推測する趣旨の供述録取があるが、推測の域を出ないから、その事実を肯認することをえない。」と付加する。

以上の認定事実によると、原判決理由二の第五段(判決書一五丁裏第二行から第八行まで)に記載されたとおり(これを引用する)、本件踏切および国道につないは設置または管理の瑕疵があり、その瑕疵が、後述するFの過失とともに(すなった。踏切の存在を認識させるに足る標識・警報機・照明などが完備していれば、Fが徐行その他の警戒的処置をとつたであろうと考えられる故に)本件事故の原因となったものと認めざるをえない。よつて、右事故による原告らの損害に、石踏切と件踏切設備の所有者たる被告上田交通は民法七一七条一項により、また、石踏切県中間である本件国道の管理者たる被告国(こまかくいえば、国の機関県は、の長野県内における右国道管理費用の負担者たる被告関係を負うべきもの表に、と、長野県内における右国道管理費用の負担者たる被告の賠償義務を負うべきものは、長野県が会責されないことは明らかである)。

四、 当裁判所の算定した原告らの損害額は次のとおりである。

(一) 被害者Fに関する分

(イ) 葬儀費用

原判決理由三(一)(イ)の記載を引用する。ただし、本文第二行「推認に難くない」を「原告本人Bの本人尋問の結果(当審)と口頭弁論の全趣旨によつて認められる」と改め、第四行「一二万円」を「一四万円」と改め、末尾に「なお、葬儀

を二回行なつたからといつてその総額を請求できるものではないことはいうまでも ない。」と付加する。

(口) Fの逸失利益

原判決理由三(一)(ロ)の記載を引用する。ただし、本文第一四行「三〇年 間」は「三三年間」の、第一八行「ライプニツフ」は「ライプニツツ」の、同「3 〇」は「33」の各誤記であるから訂正し、第一六行「七〇八万七五七一円」の次 に「(一円に満たない額は切捨)」を挿入し、第二一行「四二六万円」を「四九五万円」に、末行「一四二万円」を「一六五万円」に改める。

(ハ) 原告C、同D、同Eの慰藉料 F本人の慰藉料はニー〇万円、右原告ら固有の慰藉料はCが七〇万円、その他の原 告らが各三〇万円と認めるのを相当とする。したがつて、前者の相続分と併せ、原 告Cは一四〇万円、その他の原告らは各一〇〇万円である。

被害者Gに関する分

(1) 葬儀費用

原判決理由三(二)(イ)の記載を引用する。ただし、本文第二、三行「弁論の全趣旨から推察し」を「原告本人Bの本人尋問の結果(当審)と口頭弁論の全趣旨 によつて認め」と改め、第五行「六万円」を「七万円」と改める。

Gの逸失利益 (\square)

原判決理由(二)(ロ)の記載を引用する。ただし、本文第四行「原生技官」を「厚生技官となり、」と改め、第一四行(判決書二〇丁表第三行)「Bは、月収」 とあるのを「Bは本人尋問(原審、当審)において、Gは毎月」と改め、第一五行 「甲第一八号証」の次に「および丙第四号証」を付加する。また、第二三行(二〇丁裏第一行)「六四二万一八五七円」の次に「(一円に満たない額は切捨てる)」を付加し、第二九行「兄弟」を「姉または弟」と改める。さらに第三六行(二一丁表第三行)「三八五万円」を「四五〇万円」と第三七行「二五四万円」を「一八〇 万円」と、第三八行「三八万五〇〇〇円」を「四五万円」と改める。

原告A、B、D、同Eの慰藉料 (11)

G本人の慰藉料は一五〇万円を相当とする。したがつて、その相続により原告AおよびBは各六〇万円、D、同日は各一五万円の慰藉料請求権を取得したものと認 める。このほかに右原告らが固有の慰藉料請求をしうる根拠はない。 (三) 弁護士費用

弁護士費用

原判決理由三(三)の記載を引用する。ただし、本文第四行「原告美枝は」以下 尾までを削除し、 「原告ら各自について二〇万円が相当である。」を挿入す 末尾までを削除し、 る<u>。</u>

五、 以上説示したとおり、被告らに対し、原告AおよびBはそれぞれ上記四のうち(二)の(イ)(ロ)(ハ)および(三)の合計二六七万円、原告Cは同四のうち(一)の(イ)(ロ)(ハ)および(三)の合計三三九万円、原告D、同Eはそれぞれ同四のうち(一)の(ロ)(ハ)、(二)の(ロ)(ハ)および(三)の 合計三四五万円の損害賠償債権を有するから、原告らの本訴請求は、上記各金員 このうち(一)(二)の各(口)(ハ)について、事故の翌日である昭和四四 年五月一日から、(一)(二)の各(イ)について、葬儀の日の後である昭和四五 年一月二七日から、各完済まで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度 で認容すべきであるが、その余は失当であり、棄却を免れない。

よつて、右と一部結論を異にする原判決を変更し、訴訟費用の負担について民事 訴訟法九六条、八九条、九二条、九三条、仮執行の宣言について同法一九六条を各 適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田嶋重徳 裁判官 吉江清景 裁判官 山田二郎)